

平成18年度 商法 I 講義レジュメNo.1

- 商法・会社法とは何か？
- 商法・会社法と民法の関係は？

1

1 商法・会社法の意義

- I. 大まかに言えば、企業に関する法の一つの部門・分野
- II. 具体的には：
 - ① 意義の商法・会社法
→「商法」（明治32年3月9日法律第48号）、「会社法」（平成17年7月26日法律第86号）という名前の法律
 - ② 意義の商法
→企業を対象とし、企業に特有な生活関係を規制する法（通説）

2

2 形式的意義の商法・会社法

- ・ 特徴
 - という形式的な基準による定義
- ・ 長所
 -
- ・ 短所
 - に関する生活関係の全てをカバーしきれない = 範囲が狭すぎる
 - 諸外国には商法(典)という名称の制定法を持たない国もあるが、企業や商取引に関する法規制がないわけではない

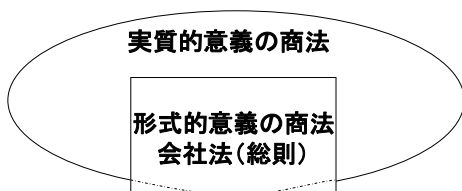
3

3 実質的意義の商法

- ・ 特徴
 - 商法・会社法として統一的、体系的にとらえることのできる を商法・会社法と定義 = 学問分野としての商法・会社法
- 「企業」: に を行う独立の経済単位
= 商人(商4条)、会社(会2条1号): 広い意味では会社も商人に含まれる
(参考) 個人企業と共同企業(=会社):
→ 企業主(資金を拠出し、利益を取得する者)が一人の人間か二人以上の者が作った団体かによる区別
企業に特有な生活関係: → 企業と「取引先」、企業と「社員(株主など)」の間の関係

4

※本講義の対象は、実質的意義の商法であるが、その中心は形式的意義の商法（総則・商行為法）および会社法（総則）となる。



5

4 形式的意義の商法と実質的意義の商法との関係

- ・ 実質的意義の商法の中心をなすのが形式的意義の商法であると言えるが、次の2点で両者は一致しない
- ・ : 実質的には企業といえるが、商法の対象外とされている
ただし、会社法の対象にはなる
- ・ (501条): 行為主体が企業であるか否かとは無関係に、行為自体の性質により商法の対象とされる

6

原始産業とは？

- 原始産業とは: 他者から したものではなく、自ら したものを販売する者（原始生産販売業とも）
 - 但し、営業の設備によっては商法の対象とされる場合もある：商法4条2項にいう擬制商人
- 例： 、、 など



7

5 商法と民法の関係

- 共通点：
「の生活関係を規律する私法」
- 商法は を対象とするが、民法はこれに限らず一般の市民の生活関係を規律の対象とする。それ故、民法は と呼ばれ、商法は民法に対して「」という関係にある。

8

6 「特別法は一般法を破る」（優先関係）

- 商法は、民法の個々の規定を補充・変更（例：）
- 商法は、民法の一般制度の特殊化された形態を規定（例：）
- 商法は、民法にはない特殊な制度を創設（例：）

9

「会社法」との関係

- 株式会社など「会社」は商法上の「商人」の一つ
- 従来、「会社法」という名称の法律はなく、「商法」の第二編、有限会社法などを「会社法」と呼んでいた⇒H17年6月、新たに「会社法」が制定された
- 旧商法総則（第一編）、商行為（第三編）の規定は、全ての商人に共通して適用されていた
- 平成18年5月より新たに「会社法」が施行されることにより、旧商法第二編は削除（商行為法が第二編となる）、有限会社法は廃止され、商法総則の規定中、会社に関しては「会社法」に規定される

10